手術に関する施設基準

医科点数表第2章第10部手術通則5及び通則6に該当する手術について、

前年の手術件数を下記のとおりお知らせいたします。

令和6年1月1日~令和6年12月31日

<u> 令和6年1月1</u>	日~:	令和6年12月31日	
区分1	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	140件
	イ	黄斑下手術等	684件
	ウ	鼓室形成手術等	35件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	168件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	249件
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	45件
	イ	水頭症手術等	69件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	8件
	エ	尿道形成手術等	2件
	オ	角膜移植術	31件
	カ		161件
	+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	37件
区分3	ア	上顎骨形成術等	8件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	35件
	ウ		17件
	エ		1件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	2件
	+	同種死体腎移植術等	6件
区分4		胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	676件
その他の区分	ア	人工関節置換術	101件
	イ		70件
	ウ		20件
	エ		106件
	オ	—————————————————————————————————————	107件
			6件
			21件
	•	その他のもの	80件
	•	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
		経皮的冠動脈ステント留置術	66件
		急性心筋梗塞に対するもの	4件
		不安定狭心症に対するもの	15件
		その他のもの	47件